

高額介護合算療養費制度について

高額介護合算療養費は1年間（毎年8月1日～翌年7月31日まで）を単位として、同一世帯の健康保険と介護保険の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えている場合、被保険者の申請によりそれぞれの自己負担の割合から限度額を超えた額を按分し、健康保険からは「高額介護合算療養費」、介護保険からは「高額医療合算介護（予防）サービス費」が支給されます。

1 支給要件

- (1) 各医療保険者ごとの自己負担額を合算しますので、同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算にはなりません。
（なお、年度途中で転職・転居等により、医療（介護）保険者が変更となった場合、変更前の保険における自己負担限度額も、合算の対象となります。）
- (2) 基準日（7月31日）現在、加入中の「医療保険上の世帯」（被保険者及びその被扶養者）を単位として、前年8月1日から7月31日までに負担した「自己負担額」の合計額が下表の「合算算定基準額（自己負担限度額）」に「支給基準額」（500円）を加えて得た額を超える場合に支給します。
- (3) 70歳未満の方が受けた療養にあつては、一部負担金の額が21,000円（月額）以上のものが合算対象になります。（高額療養費の合算対象と同じです。）
また介護の自己負担額がゼロの場合は対象になりません。
- (4) 高額療養費、一部負担還元金、高額介護（予防）サービス費、公費負担を受けられる時は、これらを差し引いた残りの自己負担額が合算対象となります。

2 年齢・所得区分ごとの合算算定基準額（自己負担限度額・年額）

所得区分	平成30年7月まで	平成30年8月から	② 70歳未満の方が含まれる世帯
	① 70歳以上の方だけの世帯	① 70歳以上の方だけの世帯	
標準報酬月額 83万円以上	670,000円	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬月額 53～79万円		1,410,000円	1,410,000円
標準報酬月額 28～50万円		670,000円	670,000円
一般 標準報酬月額 26万円以下	560,000円	560,000円	600,000円
低所得者Ⅱ	310,000円	310,000円	340,000円
低所得者Ⅰ	190,000円	190,000円	

- ア. 70歳未満の方が含まれる世帯であっても、対象者が70歳以上の方であれば①の限度額を適用します。
- イ. 低所得者Ⅱは、70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税の場合等が該当します。
- ウ. 低所得者Ⅰは、70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす場合等が該当します。
- エ. 食費・住居費・差額ベッド代などは対象外です。
- オ. 所得区分については、1年間の最終日である7月31日時点での所得区分です。

3 支給手続き

